情報案内

役場開庁時間　8:30 ～ 17:30
（土・日・祝日除く）

町民課

役場1階 窓口1番
☎47―2203
税の関係 ☎47―2193

飼い犬と飼い猫の飼育マナーを守りましょう

これからの季節、犬や猫の屋外活動での公園、花壇、田畑へのふん尿問題などが出てきます。

犬や猫の飼育は、動物愛護の考えから、飼い主のマナーが義務付けられていますので、犬や猫を飼っている方は、次の飼育マナーに心がけてください。

○**犬は必ずクサリなどでつなぐか、オリに入れて飼いましょう。**

○**犬の散歩は袋などを持参し、ふんの後始末をしましょう。**

○**道路や公園、河川敷などで犬を放すのはやめましょう。**

○**犬小屋や犬小屋の周りも清潔にしましょう。**

○**飼い猫は家の中で飼育しましょう。**

○**野良犬、野良猫には絶対に餌を与えないでください。**

○**犬・猫は絶対に捨てないでください。**

※犬の飼い主の方は、犬を飼うとき、引っ越しや犬が死んだときは町民課環境衛生係に届け出てください。

固定資産税などの納期は6月2日

固定資産税・軽自動車税の納期は、6月2日(月)です。納期内に必ず納めましょう。

○**問合せ**　町民課資産税係・町民税係

自動車税も納期までに納めましょう

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（原則、車検証に記載されている使用者）に納めていただく道税です。必ず6月2日(月)までに納めましょう。

納税通知書は5月7日に発送しますが、住所を変更された方や納税通知書が届かない方は、網走支庁北見道税事務所までご連絡ください。

○**問合せ**　網走支庁北見道税事務所（☎25―868 1）

耐震改修を行った住宅の固定資産税を減額

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、耐震改修を行い完了した場合（工事費が30万円以上）、1戸当たり120㎡分までの固定資産税を一定期間2分の1に減額します。

減額を受けるためには、改修後3か月以内に建築士などが発行する「現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書」を添付して町民課資産税係に申請してください。

■**減額期間**

○平成18年～平成21年までの改修…3年間減額

○平成22年～平成24年までの改修…2年間減額

○平成25年～平成27年までの改修…1年間減額

福祉保健課

☎47―5555
総合福祉センター 窓口7番

訪問リハビリ指導

町では脳血管疾患や難病、交通事故後遺症、高齢などにより、まひなどの障がいを持ちながら在宅で生活されている方を対象に、作業療法士による訪問リハビリ指導を行います。（障がいの程度は問いません）

訪問リハビリ指導では、作業療法士から自宅でのリハビリの方法や障がいに合わせた住宅改修などのアドバイスを行います。

○**とき**　6月17日(火)

○**ところ**　希望される場所（ご自宅・総合福祉センターなど）で実施します

○**スタッフ**　作業療法士（北見赤十字病院）、保健師

○**料金**　無料

○**申込み**　5月30日(金)までに福祉保健課高齢者支援係へ。

医療機関での子宮がん・乳がん検診

○**実施期間**　随時（平成21年3月31日まで）

○**対象**　乳がん検診（視触診のみ・平成21年3月31日までに30歳以上になる女性）

子宮がん検診（平成21年3月31日までに20歳以上になる女性）

○**申込み**　随時（福祉保健課健康増進係窓口で受診券を発行しますので、お申し込みください）

○**自己負担金**　受診券発行時にお支払いください。

乳がん検診1，000円

子宮がん検診2，000円

※今年度から、子宮がん検診の自己負担を引き下げました。

恩給欠格者などの皆さんへ

旧軍人などで恩給を受けていない恩給欠格者、戦後、旧ソ連やモンゴルに強制抑留された方、終戦で国外から引き揚げてこられた方に、そのご労苦をねぎらう内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈しています。

請求書は役場福祉保健課窓口にありますが、請求は「ご本人」が直接、独立行政法人平和祈念事業特別基金に行ってください。

○**請求期間**

平成21年3月31日まで

○**問合せ**　独立行政法人平和祈念事業特別基金（〒162―8672　東京都新宿区若松町19―1総務省第2庁舎☎0120―234―933　無料電話）・受付時間　9時15分～17時15分（土日祝日を除きます）

くらしのインフォメーション

農林商工課

☎47―2116
役場2階　窓口13番

農作業事故をなくしましょう

農業機械の大型化、高性能化が進むにつれ、農作業事故は大事故につながる恐れがあります。

特に、一人での作業が多いために、事故が発生した場合に発見が遅れ、死亡するケースも少なくありません。油断は禁物です。十分に注意しましょう。

農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0・01ppmという低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があり、これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

●**農薬使用基準を必ず守りましょう（農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬を、ラベルをよく読んで使うことが必要です）**

①その農薬に適用がない作物へは使用しないこと

②定められた使用量または濃度を超えて使用しないこと

③定められた使用時期を守ること

④定められた総使用回数以内で使用すること

土地改良区

☎47―3165

水の事故に注意

各地で河川や用水路などでの水死事故が絶えません。

かんがい用水路は、毎年5月上旬から9月中旬まで満水になっています。

子どもたちの水死事故を防ぐために、普段から注意しましょう。

放水による水位上昇に注意を

土地改良区では、5月上旬から9月中旬まで、かんがい用水を取水します。

頭首工では、河川状態によって水門を開閉することがあり、下流の水位が急激に上昇する恐れがあります。頭首工から放水するときは、警報サイレンを鳴らしますので、注意しましょう。

社会福祉協議会

☎47―3536

日赤社資募金にご協力を

5月は、赤十字運動月間。日本赤十字社は、災害救護奉仕活動や献血事業などの活動を行っています。この活動を支えているのは、皆さんからの社資募金です。

この募金運動が5月1日から31日まで、全国一斉に実施されますので、皆さんの温かいご協力をお願いします。

福祉に関する「なんでも相談」を受け付けています

○総合福祉センター「福祉なんでも相談室」（直通電話☎47-2164）

町では、福祉に関する心配ごとや悩みごとを持つ方が、気軽に相談できるように昨年7月1日に総合福祉センター内に「福祉なんでも相談室」を開設しました。

受け付ける相談内容は、福祉全般にかかわる悩み事をはじめ、人権・権利擁護、各種福祉サービスに関することですが、相談内容が福祉ばかりでなく、広範にわたる場合は、他課と連携しながら対応しますので、気軽にご相談ください。秘密は固く守られます。

5月17日から春の大掃除

春を迎え、道路や家の周りにも冬の間にたまった汚れなどが目立つようになりました。

清潔で快適な生活を送るため、家族みんなで春の大掃除をしましょう。

○**一斉清掃期間**　5月17日(土)～25日(日)

火事と救急は「119番」に

災害案内は☎25-5411

北見地区消防組合消防署訓子府支署